

## 鳥取県告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する事項  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加  
名称 佐賀事務所  
所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-38
- 3 変更年月日  
平成24年4月1日